

平成28年4月
警察庁

「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成28年3月4日から同年4月2日までの間、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集を行い、1件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第201号）

2 命令等の案を公示した日

平成28年3月4日

3 頂いた御意見

本政令案に対しては、
「この改正に賛成である。」

との御意見を頂きました。

頂いた御意見については、要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。

なお、頂いた御意見のうち、今回の改正の内容に関するもの以外の部分については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数	1件
(内訳)	
パブリックコメント意見提出フォーム	1件
電子メール	0件
F A X	0件
郵 送	0件